



消費税よ、どこへ行く…

Junichi Yatsuo

音楽でわかる税金百科 ①

～消費税と給付付き税額控除～

税理士・公認会計士

ハツ尾順一

平成27年9月に、「消費税よ、どこへ行く」というCDをリリースした。今から11年前のことである。安倍内閣の下で平成28年3月29日に成立した令和28年度税制改正で、消費税率は10%に引き上げられ、軽減税率が8%となった。しかし、その税率が実際に施行されたのは、令和元年10月からである。

ところが、その前に、歌詞は、既に「10%」となっていた。

この歌の2コーラスは、次のような内容である。

あなたは忘れましたか
初めての～消費税率を
そう3%から始まったあのとき
1円玉を集めたあの日のことを
あれから時は流れ
7・5・3 じゃなく
8・5・3 そして10〈テン〉%
僕たちは消費税のために働く



(YouTubeで歌が聴けます。)

現在、食料品の消費税8%を2年間、ゼロにするという議論がなされている。そして、次に、給付付き税額控除へとバトンタッチするという。問題は、財源である。食料品がゼ

ロ税率になれば1年間当たり、5兆円の財源が必要であると言われている。給付付き税額控除の導入もそれぐらいの財源が必要らしい。一般的に、給付付き税額控除は、「給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組み」と言われているが、簡単な設例を挙げれば、所得税が3万円で、税額控除額が8万円の場合、現行では、控除しきれない5万円は切り捨てられるが、給付付き税額控除を採用すると、5万円について給付されることになる。これによって、所得税の負担をしない者も、「給付」という形で恩恵を受けることができる。すなわち、給付付き税額控除は、中低所得者や世帯を対象に、減税と給付を組み合わせた所得の再分配制度なのである。

給付付き税額控除の主な類型は、①就労の促進（一定の勤労所得のある者が対象）、②子育て支援（子どもの人数によって負担軽減を図る。）、③社会保険料の負担軽減（税額控除しきれない分を社会保険料で控除）、そして④消費税の逆進性対策（幅広い世代が対象となる。）がある。

今後、日本がどのような「給付付き税額控除」を採用するのか定かではないが、この導入によって、財源を確保しなければならないことは間違いない。その意味で、国民は、消費税率のアップも視野に入れなければならないであろう。